

桶川市告示第 2 2 2 号

桶川市安心宣言支援給付金支給要綱を次のように定める。

令和 2 年 1 0 月 1 5 日

桶川市長 小 野 克 典

桶川市安心宣言支援給付金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動を両立させ、もって安心な市民生活の実現を目指す彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守する市内の事業者に対し、事業所における新型コロナウイルス感染症対策に広く使える安心宣言支援給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内において事業所を運営する事業者であって、彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守する者とする。

(不支給対象者)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、支給対象者としなない。

- (1) 宗教上の組織又は団体
- (2) 政治団体
- (3) 桶川市暴力団排除条例（平成 2 4 年桶川市条例第 2 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団

(4) 前3号に掲げるもののほか、給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして市長が判断する者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、運営する事業所1箇所につき3万円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 給付金の支給に係る申請受付開始日は、令和2年10月16日とする。

2 申請期限は、令和2年12月18日とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(支給の申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桶川市安心宣言支援給付金支給申請書兼同意書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 市内において事業所を運営していることが確認できる書類等

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 正当な理由により前項各号に掲げる書類等を提出できない場合は、市長が別に定める書類を提出するものとする。

3 申請者による申請は、原則として郵送により市長に提出するものとする。

(支給及び不支給の決定)

第7条 市長は、前条第1項の桶川市安心宣言支援給付金申請書兼同意書を受理したときは、速やかに内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査により給付金の支給を決定した時は、その結果を

桶川市安心宣言支援給付金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、当該申請者に対し給付金を支給するものとする。

3 市長は、第1項の審査により給付金の不支給を決定した時は、その結果を桶川市安心宣言支援給付金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

4 市長は、第2項の規定により給付金の支給を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（支給の取消及び返還）

第8条 市長は、給付金の支給の決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により給付金の支給の決定又は支給を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他市長が不適正と認めるとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月16日から施行する。